

厚岸町議会 令和３年度各会計補正予算審査特別委員会会議録

令和４年３月９日

午前10時02分開会

- 副委員長（杉田委員） ただいまから、令和３年度各会計補正予算審査特別委員会を開会いたします。

昨日に引き続き、審査を進めてまいります。

議案第14号 令和３年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。

なお、議案第14号からは、款、項で審査いたします。

１ ページ、第１条は、歳入歳出予算の補正です。

２ ページ、３ ページは、第１表歳入歳出予算補正です。

４ ページ、５ ページは、事項別明細書です。

６ ページ、歳入から進めてまいります。

１ 款 １ 項国民健康保険税。

５ 番、南谷委員。

- 南谷委員 １ 款 １ 項 １ 目国民保険税、補正額マイナス2,441万7,000円、ここでお尋ねをさせていただきます。

右側のほうを見ますと、１ 節が医療給付費現年課税分マイナス1,725万7,000円、そして２ 節、３ 節も各々マイナスでございます。それぞれマイナスの補正計上となっておりますのですが、これは算定の基礎となる所得が下がり、課税分が下がったと説明がありました。説明資料を見ますと、令和２年より各々実績のこの数字が下がったわけでございますけれども、令和２年より実質減となった、過去に例を見ない、私の記憶ではあまり、こんなに減額になったことというのは記憶にないのですけれども、それくらい下がった。これはコロナ禍の影響と思いますが、課税対象、算定の基礎となるものがそれぞれ下がった、この要因について説明していただきたいと思います。

それから、収納率はどのようになっているのかお尋ねいたします。

- 副委員長（杉田委員） 税務課長。

- 税務課長（鈴木課長） お答えさせていただきます。

まず、収納率のほうから説明させていただきますけれども、収納率につきましては、直近の１月末の収納率で比較をいたしますと、現年度課税分が1.05ポイント増になっております。現在、78.50%ということで、昨年度よりは高い収納率を確保しております。このことから、国民健康保険税におきましても、令和３年度におきましても、高い収納率を確保できるものと考えてございます。

それから、今回この補正で2,400万円ほど減額させてもらった要因でありますけれども、これにつきましては、当初算定におきまして、まだ所得が決定する前に、この予算

を編成しなければいけないという事情もありまして、ちょっと高めに見積もっていたという部分もありまして、実際、所得が課税しまして、賦課決定するわけですが、そのときに1,000万円ほど所得が下がった。調定が下がったというのがまず一つの要因でございます。

もう一つの要因が、新型コロナウイルス、これのコロナ減免というものがございしますが、こちらを全部で予算計上段階では1,200万円ほど、その保険税が下がるのではないかとということで試算をしております。ただ、現在のところ、3月31日まで申請できることにはなっておりますけれども、まだ申請者は4件ほどでありますので、そこまで保険税としては下がらないことはございますが、どうしても予算編成時では多めに数字を算入しなければならないもので、そのように算入しております。そのことによりまして、今回大きな補正減額をさせてもらうというような要因でございます。

●副委員長（杉田委員） 5番、南谷委員。

●南谷委員 そうすると、調定額が当初試算よりも下がったよと。多めに見ていたというのではなくて、それは何の部分が多めに見ていたのか。全体で見っていたのだから。この部分が落ち込んだので、町民で言えばどういう階層の方々が下がったのか、もう少し説明してください。

それから、もう一つの要因としては国からのコロナ減免の分が、後で聞きますけれども、その分の1,200万円ほど、実質まだ不確定要素があるけれども、その分が大きく要因していると、こういうことでよろしいですね。

●副委員長（杉田委員） 税務課長。

●税務課長（鈴木課長） 国民健康保険税の所得の税に係る収入の部分でありますけれども、国民健康保険税に加入されている方は、一次産業の方もしくは年金所得者となりますけれども、年金所得者につきましては、例年ほぼ同額になりますので、この一次産業の方々の所得が下がったものと考えてございます。

●副委員長（杉田委員） 1款1項国民健康保険税、ほかにございませんでしょうか。

（な し）

●副委員長（杉田委員） 進めてまいります。

3款国庫支出金、1項国庫補助金。

5番、南谷委員。

●南谷委員 3款1項3目ですか、国民健康保険災害等臨時特例補助金835万6,000円、ここでお尋ねをさせていただきます。

さきほどもちらっと触れていました。町民の皆さんが減免した、その分国のほうから

補填された数字と理解をしております。年末でこの補填をして、財源不足になる、実際に、先まだ不確定ありますよと言っていました。ある程度、この補填の分を充当しても、もし国保会計で補填財源不足となるのか、どうなのか。この辺については、見通しというのですか、国保会計の中で。当然、そのコロナ減免に対する補填はされています。ここに計上されています。年度末、会計が締まった段階で、この補填だけで間に合うのか、どうなのか。国保会計の収支というものは、もし不足になった場合はどのような措置をされますか。

●副委員長（杉田委員） 町民課長。

●町民課長（堀部課長） お答えさせていただきます。

今現在、減免が減ったということで考えたところ、今の現状、今後も大丈夫だということで試算をしているところであります。

●副委員長（杉田委員） 3款1項国庫補助金、ほかにございませんでしょうか。

（な し）

●副委員長（杉田委員） 進めてまいります。

4款道支出金、1項道補助金。

（な し）

●副委員長（杉田委員） 5款財産収入、1項財産運用収入。

（な し）

●副委員長（杉田委員） 6款繰入金、1項一般会計繰入金。

（な し）

●副委員長（杉田委員） 8款諸収入、1項延滞金加算金及び過料。

（な し）

●副委員長（杉田委員） 3項雑入。ございませんでしょうか。

（な し）

●副委員長（杉田委員） 以上で、歳入を終わります。

次に、10ページ、歳出に入ります。

1 款総務費、1 項総務管理費。

(な し)

●副委員長（杉田委員） 2 項徴税費。

(な し)

●副委員長（杉田委員） 5 項特別対策事業費。

(な し)

●副委員長（杉田委員） 2 款保険給付費、1 項療養諸費。

(な し)

●副委員長（杉田委員） 2 項高額療養費。

(な し)

●副委員長（杉田委員） 4 項出産育児諸費。

(な し)

●副委員長（杉田委員） 3 款 1 項国民健康保険事業費納付金。

(な し)

●副委員長（杉田委員） 6 款保険事業費、1 項特定健康診査等事業費。

(な し)

●副委員長（杉田委員） 2 項保健事業費。

(な し)

●副委員長（杉田委員） 7 款 1 項基金積立金。

(な し)

●副委員長（杉田委員） 9 款諸支出金、1 項償還金及び還付金。ございませんでしょうか。

（な し）

●副委員長（杉田委員） 以上で、歳出を終わります。
総体的にございませんでしょうか。

（な し）

●副委員長（杉田委員） なければ、以上で質疑を終わります。
お諮りいたします。
討論を省略し、本案は原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

●副委員長（杉田委員） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。
次に、議案第15号 令和3年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算を議題といたします。
1 ページ、第1 条は、歳入歳出予算の補正です。
2 ページ、3 ページは、第1 表歳入歳出予算補正です。
6 ページ、7 ページは、事項別明細書です。
8 ページ、歳入から進めてまいります。
2 款使用料及び手数料、1 項使用料。

（な し）

●副委員長（杉田委員） 2 項手数料。

（な し）

●副委員長（杉田委員） 5 款繰入金、1 項一般会計繰入金。

（な し）

●副委員長（杉田委員） 9 款1 項町債。

(な し)

- 副委員長（杉田委員） 以上で、歳入を終わります。

次に、10ページ、歳出に入ります。

1 款総務費、1 項総務管理費。

(な し)

- 副委員長（杉田委員） 2 款水道費、1 項水道事業費。

(な し)

- 副委員長（杉田委員） 5 款 1 項予備費。

(な し)

- 副委員長（杉田委員） 以上で、歳出を終わります。

再び1 ページにお戻りください。

第2 条地方債の補正です。

地方債については、4 ページの第2 表地方債補正と、5 ページの地方債に関する調書補正となります。

ございませんでしょうか。

(な し)

- 副委員長（杉田委員） 総体的にございませんでしょうか。

(な し)

- 副委員長（杉田委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

- 副委員長（杉田委員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号 令和3 年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

- 1 ページ、第 1 条は、歳入歳出予算の補正です。
- 2 ページ、3 ページは、第 1 表歳入歳出予算補正です。
- 7 ページ、8 ページは、事項別明細書です。
- 9 ページ、歳入から進めてまいります。
- 1 款分担金及び負担金、2 項負担金。

(な し)

- 副委員長（杉田委員） 2 款使用料及び手数料、1 項使用料。

(な し)

- 副委員長（杉田委員） 3 款国庫支出金、1 項国庫補助金。

(な し)

- 副委員長（杉田委員） 5 款繰入金、1 項一般会計繰入金。

(な し)

- 副委員長（杉田委員） 7 款 1 項町債。

(な し)

- 副委員長（杉田委員） 以上で、歳入を終わります。

次に、11 ページ、歳出に入ります。

- 1 款下水道費、1 項下水道管理費。

(な し)

- 副委員長（杉田委員） 2 項下水道事業費。

5 番、南谷委員。

- 南谷委員 1 款 2 項 1 目公共下水道事業費、ここですね。すみません、遅くなりました。

ここで14節、14ページの公共下水道事業費2,560万円、非常に大きい事業費が計上されております。ここでお尋ねをさせていただきます。

歳入のほうで、社会資本整備総合交付金1億1,000万円が計上されておりました。繰越事業になるということで理解をしておるのですけれども、地域の皆さんが待ち望んでいた、なかなか心和園から、町道からつながらないということで悩んでおったのですけ

れども、令和４年度には完全にここが開通するという予算を組んでいただいた。前倒しになった。本当によかったなと思っておるのですけれども、今回、交付金が前倒しになった理由。それから、もう少し事業、実際にあそこのところをやるのですけれども、予定としてはどのような工事内容になるのか、工期とかも含めて、もう少し事業の内容について詳しく説明をしてください。

●副委員長（杉田委員） 水道課長。

●水道課長（高瀬課長） お答えいたします。

14節の工事請負費の、これ２億560万円だと思うのですが、議案の第16号説明資料に図面をつけさせていただいております、その中で三つの繰越の工事を予定してございます。一つ目が白浜地区、先ほど言われました心和園に続く污水管の整備工事。それと、厚岸週末処理場の機械設備工事になりますが、曝気槽地の機械工事、週末処理場の曝気装置、電気の工事になります。

各々金額になりますが、白浜地区の污水管渠の工事になりますが、距離が265メートル、工事金額として4,960万円を予定しております。それと、曝気装置の機械工事になりますが、これが１億1,000万円を予定してございます。それと、最後になりますが、電気工事が4,600万円の工事を予定してございまして、総額２億560万円ということになります。

それと、繰越に至った原因になるのですが、令和３年12月に国の社会資本整備総合交付金のほうで余剰金があるということで、町に対して前倒しして整備をする箇所はございませんかということで、我々も令和４年のうちにこの整備を予定していたものですから、まずは污水管の普及促進を兼ねて白浜地区の污水管整備を要望させていただきました。

それと、機械設備工事に関しては、電気工事の材料の入手がなかなか今困難ということで、それに対しても早めの発注をかけたいなということで、それも加味しまして、繰越予算を設けさせてもらって、早めの発注を心がけたいと。

それと、工事予定になるのですが、議決後、発注準備を兼ねまして、この電気工事が一番時間がかかるものですから、議決後、入札委員会を開きまして、４月以降には工事を進めていきたいと考えてございます。

追って、白浜地区、機械設備工事においても続けて発注準備を進めてまいりたいと考えてございます。

●副委員長（杉田委員） ほかに、１款下水道費、２項下水道事業費、ございませんでしょうか。

（な し）

●副委員長（杉田委員） 以上で、歳出を終わります。

１ページにお戻りください。

第2条繰越明許費です。

繰越明許費につきましては、4ページの第2表繰越明許費となります。ございませんか。

(なし)

●副委員長（杉田委員） 再び、1ページにお戻りください。

第3条地方債の補正です。

地方債につきましては、5ページの第3表地方債と6ページの地方債に関する調書補正となります。ございませんか。

(なし)

●副委員長（杉田委員） 総体的にございませんか。

(なし)

●副委員長（杉田委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●副委員長（杉田委員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号 令和3年度厚岸町介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

1ページ、第1条は、歳入歳出予算の補正です。

2ページ、3ページは、第1表歳入歳出予算補正です。

4ページ、5ページは、事項別明細書です。

6ページ、歳入から進めてまいります。

1款保険料、1項介護保険料。

(なし)

●副委員長（杉田委員） 2款サービス収入、2項予防給付費収入。

(なし)

●副委員長（杉田委員） 3項介護予防・日常生活支援総合事業費収入。

(な し)

- 副委員長（杉田委員） 3 款分担金及び負担金、1 項負担金。

(な し)

- 副委員長（杉田委員） 4 款国庫支出金、1 項国庫負担金。

(な し)

- 副委員長（杉田委員） 2 項国庫補助金。

(な し)

- 副委員長（杉田委員） 5 款 1 項支払基金交付金。

(な し)

- 副委員長（杉田委員） 6 款道支出金、1 項道負担金。

(な し)

- 副委員長（杉田委員） 2 項道補助金。

(な し)

- 副委員長（杉田委員） 3 項委託金。

(な し)

- 副委員長（杉田委員） 7 款財産収入、1 項財産運用収入。

(な し)

- 副委員長（杉田委員） 8 款繰入金、1 項一般会計繰入金。

(な し)

- 副委員長（杉田委員） 9 款 1 項繰越金。

(な し)

- 副委員長（杉田委員） 10款諸収入、2項雑入。ございませんでしょうか。

(な し)

- 副委員長（杉田委員） 以上で、歳入を終わります。

次に、12ページ、歳出に入ります。

1 款総務費、1 項総務管理費。

(な し)

- 副委員長（杉田委員） 2 項徴収費。

(な し)

- 副委員長（杉田委員） 3 項介護認定審査会費。

(な し)

- 副委員長（杉田委員） 6 項地域密着型サービス運営委員会費。

(な し)

- 副委員長（杉田委員） 2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費。

(な し)

- 副委員長（杉田委員） 3 項高額医療合算介護サービス費。

(な し)

- 副委員長（杉田委員） 4 款地域支援事業費、2 項包括的支援事業・任意事業費。

(な し)

- 副委員長（杉田委員） 3 項介護予防・生活支援サービス事業費。

(な し)

●副委員長（杉田委員） 4項一般介護予防事業費。

（な し）

●副委員長（杉田委員） 5項高額介護サービス費等。

（な し）

●副委員長（杉田委員） 6項その他諸費。

（な し）

●副委員長（杉田委員） 5款1項介護給付費準備基金費。
5番、南谷委員。

●南谷委員 5款1項1目介護給付費準備基金費、ここですよ。今回、643万6,000円の補正計上、基金に積まれると理解をさせていただきました。今回、積むことで、令和3年度の基金残高は幾らになる予定なのでしょうか。

それと、今回、幸いにして基金に積めるよと、収支の関係上。そうすると、介護保険会計の収支の見通しでございます。若干ずつでも積んできて、基金の残高を今お尋ねしたのですけれども、私の記憶では6,000万円くらいのもになっているのかなと思っています。今後の見通しについて説明をしていただきたいと思います。

●副委員長（杉田委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） お答えさせていただきます。

このたび、3月における積立金につきましては、643万6,000円積み立てるということで計上させていただいております。年度当初から始まりまして、9月、12月の議会におきまして、基金を崩したり、その状況を見て積み戻させていただきました。最終的に、このたび640万円ほどの積立てをさせていただきまして、年度末、令和3年度末の見込みといたしましては、利息も含めまして、6,280万4,166円と見込んでおります。

加えて、新年度予算のほうでは、またさらに年度当初で取り崩させていただくという部分もございますが、3年度末としましては、今申し上げました6,200万円ほどと見込んでおります。

●副委員長（杉田委員） 5番、南谷委員。

●南谷委員 もう1点尋ねたのです。アバウトな話なのですけれども、6,200万円積んであるよ、正直言って素人ながら安堵しているのですけれども、介護保険会計の収支の状況というのが僕には想像がつかないのです。今後どうなっていくのだろうと。6,200万

円あるのだけれども、これが将来見通しとして何年か後にはなくなるよとか、こういう状況なのだから、その辺について教えていただきたい。

●副委員長（杉田委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） 大変失礼いたしました。

今後の見通しということでございますけれども、令和3年度から令和5年度までを期間といたします第8期の介護保険計画といたしましては、総体的に、計画当初では4,700万円ほどを基金を取り崩させていただく予定で、最後数百万円残るか否かというような計画でございます。

今の状況から、来年度以降を見ますと、今年度もおおむね計画どおりの数値かなとは考えております。しかしながら、4年度、5年度につきましても、また居宅でのサービスですとか、施設に入られる方もいらっしゃるのかな。また、高齢者の方も人口的に伸びてくるという要素からすると、今残っている基金を使わせていただきながらも、この範囲内で計画の5年度末を迎えられるかなとは見込んでおります。

●副委員長（杉田委員） ほかに、5款1項介護給付費準備基金費、ございませんでしょうか。

（な し）

●副委員長（杉田委員） 進めてまいります。

8款サービス事業費、1項居宅サービス事業費。

（な し）

●副委員長（杉田委員） 9款1項保健福祉事業費。

（な し）

●副委員長（杉田委員） 以上で、歳出を終わります。

総体的にございませんでしょうか。

（な し）

●副委員長（杉田委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

- 副委員長(杉田委員) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

- 副委員長(杉田委員) 次に、議案第18号 令和3年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題といたします。

1 ページ、第1条は、歳入歳出予算の補正です。

2 ページ、3 ページは、第1表歳入歳出予算補正です。

4 ページ、5 ページは、事項別明細書です。

6 ページ、歳入から進めてまいります。

1 款 1 項後期高齢者医療保険料。

(な し)

- 副委員長(杉田委員) 3 款繰入金、1 項一般会計繰入金。

(な し)

- 副委員長(杉田委員) 以上で、歳入を終わります。

次に、8 ページ、歳出に入ります。

1 款総務費、1 項総務管理費。

(な し)

- 副委員長(杉田委員) 2 項徴収費。

(な し)

- 副委員長(杉田委員) 2 款 1 項後期高齢者医療広域連合納付金。

(な し)

- 副委員長(杉田委員) 以上で、歳出を終わります。

総体的にございませんか

(な し)

- 副委員長(杉田委員) なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●副委員長（杉田委員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第19号 令和3年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計補正予算を議題といたします。

1 ページ、第1条は、歳入歳出予算の補正です。

2 ページ、3 ページは、第1表歳入歳出予算補正です。

6 ページ、7 ページは、事項別明細書です。

8 ページ、歳入から進めてまいります。

1 款サービス収入、2 項自己負担金収入。

(な し)

●副委員長（杉田委員） 2 款国庫支出金、2 項国庫補助金。

(な し)

●副委員長（杉田委員） 6 款繰入金、1 項基金繰入金。

5 番、南谷委員。

●南谷委員 6 款 1 項 1 目介護老人保健施設基金繰入金、430万円繰入しているのですね。繰入をしなければならなくなった理由について説明をしてください。

●副委員長（杉田委員） 病院事務長。

●病院事務長（星川事務長） 今回、この基金の繰り入れた状況でございますけれども、これまで入所されている方々の収入に当たりまして、サービス収入ですとか、そういった収入をもって充てるということが基本でございますけれども、今回入所されている状況の部分もございまして、例えばですけれども、申し上げますけれども、本来でありますと、この施設につきましては、3 か月を基本のベースとして3 か月間入所していただいて、リハビリを経過した後、自宅のほうに戻っていただくというのが基本になってございますけれども、実際のところ、今入っている入居者の状況が1 年間ですとか、そういう長い期間入られている方が非常に多くて、そうすることによって、介護給付費のほうの単価が下がってきているということもありまして、収入が思ったよりも上向いていないということがあって、まず収入のほうが少なくなっているということと、併せて歳出のほうでは一方スタッフ含めて人件費の部分が高騰しているものですから、その収支のバランスが、当初計画つくったときよりもバランスが崩れておりまして、結果的

に不足するということに相成りまして、今回は今年度430万円を取り崩させていただいて、収支をкаろうじて調整しているということです、これにつきましては、今後の部分も含めて検討していかなければならない部分にはなるかなと押さえております。

- 副委員長（杉田委員） ほかに、6款繰入金、1項基金繰入金、ございませんでしょうか。

（な し）

- 副委員長（杉田委員） 進めてまいります。

8款諸収入、1項雑入。

（な し）

- 副委員長（杉田委員） 9款1項町債。

（な し）

- 副委員長（杉田委員） 以上で、歳入を終わります。

次に、10ページ、歳出に入ります。

1款サービス事業費、1項施設サービス事業費。

（な し）

- 副委員長（杉田委員） 2款1項施設整備費。

（な し）

- 副委員長（杉田委員） 以上で、歳出を終わります。

1ページにお戻りください。

第2条地方債の補正です。

地方債の補正は、4ページ第3表地方債補正と5ページ地方債に関する調書補正です。ございませんか。

（な し）

- 副委員長（杉田委員） 総体的にございませんか。

（な し）

- 副委員長（杉田委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●副委員長（杉田委員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第20号 令和3年度厚岸町水道事業会計補正予算を議題といたします。

1 ページ、第2条、業務の予定量の補正です。

次に、第3条、収益的収入及び支出の補正です。

6 ページをお開きください。

収益的収入から進めてまいります。

1 款水道事業収益、1 項営業収益。

5 番、南谷委員。

●南谷委員 1 款 1 項 1 目給水収益、マイナス208万2,000円でお尋ねをいたします。

まず、収益が減額に至った要因について説明してください。

●副委員長（杉田委員） 水道課長。

●水道課長（高瀬課長） お答えいたします。

収益の減少の原因ということで、これまでちょっと4月から当初予算組んできた推移を見ますと、7月が全体的よりは上がったのですが、それ以降、全部、全ての月において予算を下回ったような状態です。

あと、内容的に多くが業務用になりますが、業務用が予定より、これまでこれは12月までの実績を反映したもので、それぞれ月ごとの業務用に関してが、とりわけ漁業関連、それとかスーパーとか、そういうところが使用水量の伸びがないということで、実績を見込み、あと残り1月から3月までの月においては、前年度の実績を見込みながら予算を反映し、業務用の減額補正ということに至りました。

●副委員長（杉田委員） 南谷委員。

●南谷委員 下がってしょうがないのかなという、社会の状況というのですか、それを勘案すれば下がるだろうな。漁業の実態、水産加工場、それからスーパーさん、農協勘案しても下がるのは当然だなと理解をいたしました。

収益が下がったのですけれども、年度末の収支見通し、もし損失が発生したとき、補填はどのようにされるのかお尋ねをいたします。

●副委員長（杉田委員） 水道課長。

●水道課長（高瀬課長） お答えいたします。

決算見込になるのですが、今現在3月の補正予算時としては1,340万円ほどの損失と
いうことを現在予定してございますが、今後の見込みとしては、これからの融雪の薬品
等の処理、あと電気代がどうしても高騰しているものですから、その電気代の使い方
によってもこの辺軽減と。あと、修繕費が抑えられれば、1,300万円のところ1,000万円く
らいまでには押さえたいなとは考えてございますが、何分自然と対応する部分もござい
ますので、極力損失を抑えていきたい、我々としての考え方はありますが、努力はした
いと考えてございます。

●副委員長（杉田委員） 南谷委員。

●南谷委員 もし、マイナスになった場合の処理はどのようにされるのか。今、どうされ
るかはまだ不確定なのですけれども、どんなような措置をされるのかなと。

●副委員長（杉田委員） 水道課長。

●水道課長（高瀬課長） すみません、説明不足で。

マイナスになったときは補填財源がございますので、そこから操り出しまして、穴埋
めをしたいと考えてございます。

●副委員長（杉田委員） 水道課長。

●水道課長（高瀬課長） 補填財源になりますが、減債積立金及び建設改良積立金を活用
し、穴埋めしたいと思います。未処分利益剰余金の穴埋めはそうように考えてございま
す。

●副委員長（杉田委員） ほかに、1款1項営業収益、ございませんか。

（な し）

●副委員長（杉田委員） 進めてまいります。

2項営業外収益。

（な し）

●副委員長（杉田委員） 以上で、収益的収入を終わります。

次に、収益的支出に入ります。

1款水道事業費用、1項営業費用。

（な し）

●副委員長（杉田委員） 2 項営業外費用。

（な し）

●副委員長（杉田委員） 以上で、収益的支出を終わります。

1 ページにお戻りください。

第 4 条、資本的収入及び支出の補正です。

8 ページをお開きください。

資本的収入から進めてまいります。

1 款資本的収入、1 項企業債。

（な し）

●副委員長（杉田委員） 8 項他会計負担金。

（な し）

●副委員長（杉田委員） 以上で、資本的収入を終わります。

次に、資本的支出に入ります。

1 款資本的支出、1 項建設改良費。

（な し）

●副委員長（杉田委員） 以上で、資本的支出を終わります。

2 ページにお戻りください。

第 5 条、企業債の補正です。

（な し）

●副委員長（杉田委員） 第 6 条、他会計からの補助金の補正です。

（な し）

●副委員長（杉田委員） 第 7 条、たな卸資産の購入限度額の補正です。

（な し）

●副委員長（杉田委員） 3 ページと 4 ページは、補正予算実施計画です。

5 ページは、予定キャッシュ・フロー計算書です。

9 ページから12ページまでは、予定貸借対照表と注記です。ございませんか。

(な し)

●副委員長（杉田委員） 総体的にございませんか。

(な し)

●副委員長（杉田委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●副委員長（杉田委員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第21号 令和3年度厚岸町病院事業会計補正予算を議題といたします。

1 ページ、第2条業務の予定量の補正です。

次に、第3条収益的収入及び支出の補正です。

3 ページをお開きください。

収益的収入から進めてまいります。

1 款病院事業収益、1 項医業収益。

(な し)

●副委員長（杉田委員） 2 項医業外収益。

(な し)

●副委員長（杉田委員） 以上で、収益的収入を終わります。

次に、収益的支出に入ります。

1 款病院事業費用、1 項医業費用。

(な し)

●副委員長（杉田委員） 2 項医業外費用。

(な し)

●副委員長（杉田委員） 以上で、収益的支出を終わります。

1 ページにお戻りください。

第4条、資本的収入及び支出の補正です。

4 ページをお開きください。

資本的収入から進めてまいります。

1 款資本的収入、1 項補助金。

(な し)

●副委員長（杉田委員） 以上で、資本的収入を終わります。

次に、資本的支出に入ります。

1 款資本的支出、1 項建設改良費。

(な し)

●副委員長（杉田委員） 以上で、資本的支出を終わります。

2 ページにお戻りください。

第5条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正です。

(な し)

●副委員長（杉田委員） 第6条、他会計からの補助金の補正です。

(な し)

●副委員長（杉田委員） 3 ページと4 ページは、補正予算実施計画です。

5 ページは、予定キャッシュ・フロー計算書です。

10ページから12ページまでは、予定貸借対照表と注記です。ございませんか。

(な し)

●副委員長（杉田委員） 総体的にございませんか。

(な し)

●副委員長（杉田委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●副委員長（杉田委員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、令和３年度各会計補正予算審査特別委員会に付託された補正予算９件の審査は終了しました。

よって、令和３年度各会計補正予算審査特別委員会を閉会いたします。

午前10時49分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

令和 4 年 3 月 9 日

令和 3 年度各会計補正予算審査特別委員会

委 員 長